

# 死亡した人の準確定申告をする場合の記載例

給与所得のみの方で、年中途中で死亡した場合

手順1  
11ページ参照

手順2  
12ページ参照

手順3  
15ページ参照

手順4  
22ページ参照

手順5  
25ページ参照

FA0014

平成20年分の所得税の確定申告書A

住所 (又は居所) 〇〇市△△町X-XX-X

フリガナ コ7セーイ タロウ

氏名 被相続人 国税太郎

性別 女

生年 3 27 08 01

世帯主との続柄 本人

収入金額等 (単位は円)

給与	⑦	2115560
公的年金等	⑧	
その他	⑨	
配当	⑩	
一時	⑪	
給与	①	1298400
雑	②	
配当	③	
一時	④	
合	⑤	1298400
①+②+③+④		
社会保険料控除	⑥	513830
小規模企業共済等掛金控除	⑦	
生命保険料控除	⑧	50000
地震保険料控除	⑨	
寡婦、寡夫控除	⑩	0000
勤労学生、障害者控除	⑪	0000
配偶者控除	⑫	0000
配偶者特別控除	⑬	0000
扶養控除	⑭	0000
基礎控除	⑮	380000
⑥から⑮までの計	⑯	943830
雑損控除	⑰	
医療費控除	⑱	
寄附金控除	⑲	
合	⑳	943830
⑯+⑰+⑱+⑲		

課税される所得金額 (⑤-⑯) ⑳ 354000

上の㉑に対する税額 ㉒ 17700

税配当控除 ㉓

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 ㉔

政党等寄附金特別控除 ㉕

住宅耐震改修特別控除 ㉖

電子証明書等特別控除 ㉗

差引所得税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗) ㉘ 17700

災害減免額 ㉙

外国税額控除 ㉚

源泉徴収税額 ㉛ 70050

申告納税額 納める税金 ㉜ 00

(㉘-㉙-㉚) 還付される税金 ㉝ Δ 52350

配偶者の合計所得金額 ㉞

雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 ㉟

未納付の源泉徴収税額 ㊱

申告期限までに納付する金額 ㊲ 00

延納届出額 ㊳ 000

送付される税金の所

銀行 金庫・組合 本店・支店 出張所 本所・支所

郵便局 名等 預金 種類

口座番号 記号番号

区分 A B C D E F G H I J K

異動 年 月 日 通 賃 日付印

管理 欄 納管 事務 住民 検査 一連番号

明治・・・「1」  
大正・・・「2」  
昭和・・・「3」  
平成・・・「4」

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 3枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、3枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成20年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成20年分所得税の確定申告の手引き 確定申告書A用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にいねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③



(参考) 【死亡した者の平成20年分の所得税の確定申告書付表】

1 死亡した者の住所・氏名等		住所		氏名	死亡年月日
		〇〇市△△町 X-X-X		フリガナ コノベ 風規 太郎	平成 20年 12月 3日
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金(第3部分の税額) (還付される税金のときは減額に△印を付けてください。)					
△ 52,350 円…A					
3 相続人等の代表者の指定 (代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を西に書いてください。)					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)					
限定承認					
5 (1) 住所					
〇〇市△△町 X-X-X    〇〇市△△町 X-X-X    〇〇市△△町 X-X-X					
(2) 氏名					
フリガナ コノベ 風規 良子    〇    フリガナ コノベ 風規 一郎    〇    フリガナ コノベ 風規 二郎    〇    フリガナ					
(3) 職業及び相続人との関係					
会社員    会社員    会社員    会社員    会社員    会社員    会社員    会社員					
(4) 生年月日					
明・大・〇・平    明・大・〇・平    明・大・〇・平    明・大・〇・平					
30年 7月 20日    57年 3月 10日    58年 6月 1日    年 月 日					
(5) 電話番号					
XX-XXXX-XXXX    XX-XXXX-XXXX    XX-XXXX-XXXX    - -					
(6) 相続分…B					
法定・指定    法定・指定    法定・指定    法定・指定					
1/2    1/4    1/4    -					
(7) 相続財産の価額					
35,000,000 円    17,500,000 円    17,500,000 円    円					
6 A 各人の納付税額					
A × B    〇〇円    〇〇円    〇〇円    〇〇円					
B 各人の還付金額					
26,175 円    13,087 円    13,087 円    円					
7 銀行名等					
〇〇    〇〇    〇〇    〇〇					
支店名等					
〇〇    〇〇    〇〇    〇〇					
預金の種類					
〇〇 預金    〇〇 預金    〇〇 預金    預金					
口座番号					
XXXXXXXXXX    XXXXXXXXXX    XXXXXXXXXX					
貯金口座の記号番号					
-    -    -    -					
郵便局名等					
-    -    -    -					

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

- この申告書付表は、死亡した人の所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用します。
- 死亡した人の所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。  
 なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の所得税を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。
- 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りります。  
 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。  
 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。